

愛 知 県
工賃向上計画
(第2期)

目次

第1章	計画策定の基本的考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の対象期間	2
3	計画の対象事業所	2
第2章	愛知県工賃向上計画（第1期）の評価と本県の状況	3
1	愛知県工賃向上計画（第1期）の評価	3
2	事業所の設置状況	3
3	工賃の状況	4
第3章	目標工賃	7
第4章	課題	9
1	事業所内における課題	9
2	作業内容と製品に関する課題	10
3	販売に関する課題	10
第5章	方策	11
1	県の取組み	11
2	事業所の取組み	11
3	愛知県セルフセンターの取組み	12
4	平成29年度までの主な取組み	13
第6章	市町村の取組事例	14

第1章 計画策定の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

(1) これまでの経緯

- 障害のある方がその有する能力および適性に応じ、地域で、できる限り、自立した生活を送ることを目指した障害者自立支援法が平成18年4月および10月に施行され、就労継続支援B型事業所等において生産活動をしている障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、障害年金を始めとする社会保障給付等による収入と合わせて工賃水準を引き上げることが重要であるとされました。
- こうした中で、国において、障害福祉サービス事業所等いわゆる福祉の場で働く障害のある方について、工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、「福祉から雇用へ」の取組の一環として、都道府県において「工賃倍増5か年計画」の作成により産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとされました。
- この方針を受け、本県においても、平成19年度から平成23年度までの5か年を計画期間とする「愛知県工賃倍増5か年計画」を策定し、目標工賃を30,000円として工賃倍増への取組を進めてきましたが、計画最終年度となる平成23年度の工賃実績は14,495円となり、目標工賃は達成されませんでした。
- 「工賃倍増5か年計画」の終了に伴い、障害のある方の工賃水準を向上させるためには、個々の事業所の取組を超え、官民一体となった取組みを計画的に行う必要があるという「愛知県工賃倍増5か年計画」の基本的方針を引継ぎ、これまでの取組の実績を踏まえた見直しを行った上で、平成24年度から平成26年度までの3か年について「愛知県工賃向上計画」を作成し、継続的な工賃水準の引き上げに向けた取組を進めることとしました。
- 「愛知県工賃向上計画」では、事業所においても「工賃向上計画（事業所版）」を作成することとし、事業所が設定した、平成24年度から平成26年度における目標支払工賃総額及び目標延べ人数により、本県の年度毎の目標工賃額を設定しました。
- 「愛知県工賃向上計画」の最終年度となる平成26年度における工賃実績は15,916円となり、目標工賃額である17,271円には達しませんでした。

(2) 基本的方針

- 障害のある方が自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいくためには、一般就労は重要な要素であり、障害の状況等により、一般就労が困難な福祉施設利用者も地域で自立した生活が送れるよう、工賃水準を改善し、就労意欲の向上に取り組んでいく必要があります。
【第4期愛知県障害福祉計画（平成27年3月策定）】
- さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成25年4月1日施行）」に基づき、本県でも「障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針（以下、調達方針）」を策定し、本県が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注機会の拡大を図ることとしております。
- このため、本県では、国の「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針に沿って、平成27年度から平成29年度までの3か年について、新たな計画「愛知県工賃向上計画（第2期）」を策定し、継続的な工賃水準の引き上げに向けた取組を進め、県内事業所の支援を実施していきます。

2. 計画の対象期間

- 本計画の対象期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

3. 計画の対象事業所

- 本計画の対象事業所は、就労継続支援B型事業所とします。ただし、本計画に基づき県が実施する事業については、就労継続支援A型事業所、生産活動を行なっている生活介護事業所、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、工賃の向上に積極的に取り組んでいる事業所であって、事業所の希望があり、適当と認められる事業所（以下、「就労継続支援事業所等」という。）についても対象とします。

第2章 愛知県工賃向上計画（第1期）の評価と本県の状況

1. 愛知県工賃向上計画（第1期）の評価

- 本県においては、「愛知県工賃向上計画（第1期）」に基づき工賃向上推進事業を各年度において実施してきました。

（単位：千円）

年度	H24	H25	H26
工賃向上推進事業費	12,790	10,539	6,714

- 工賃向上推進事業として主に実施してきました工賃水準改善事業（専門家派遣事業）および施設職員研修事業の実績は以下のとおりです。工賃向上推進事業を活用した事業所の事業開始年度の工賃実績と直近の工賃実績を比較して、工賃が向上している事業所の割合は、工賃水準改善事業（専門家派遣事業）が82.1%、施設職員研修事業が72.6%でした。

項目	工賃水準改善事業 （専門家派遣事業）	施設職員研修事業
事業実施事業所数	39 事業所	201 事業所
工賃向上事業所数	32 事業所	146 事業所
工賃向上割合	82.1%	72.6%

※工賃水準改善事業（専門家派遣事業）は、平成24年度から26年度までの実績。施設職員研修事業は平成25年度から平成26年度までの実績。

- 各事業において、事業実施した事業所では概ね成果（工賃の向上）がみられ、事業効果はあったと考えられます。一方、目標工賃の達成には至っていないことから、今後は、事業所の実態に応じたきめ細かい対応を検討していく必要があります。

2. 事業所の設置状況

- 県内には、平成27年4月1日現在、就労継続支援事業B型事業所が361事業所（定員6,851人）あります。
このうち10事業所（定員167人）は平成27年4月1日に事業所指定を受けた事業所あり、今後も事業所は増加していくものと考えられます。

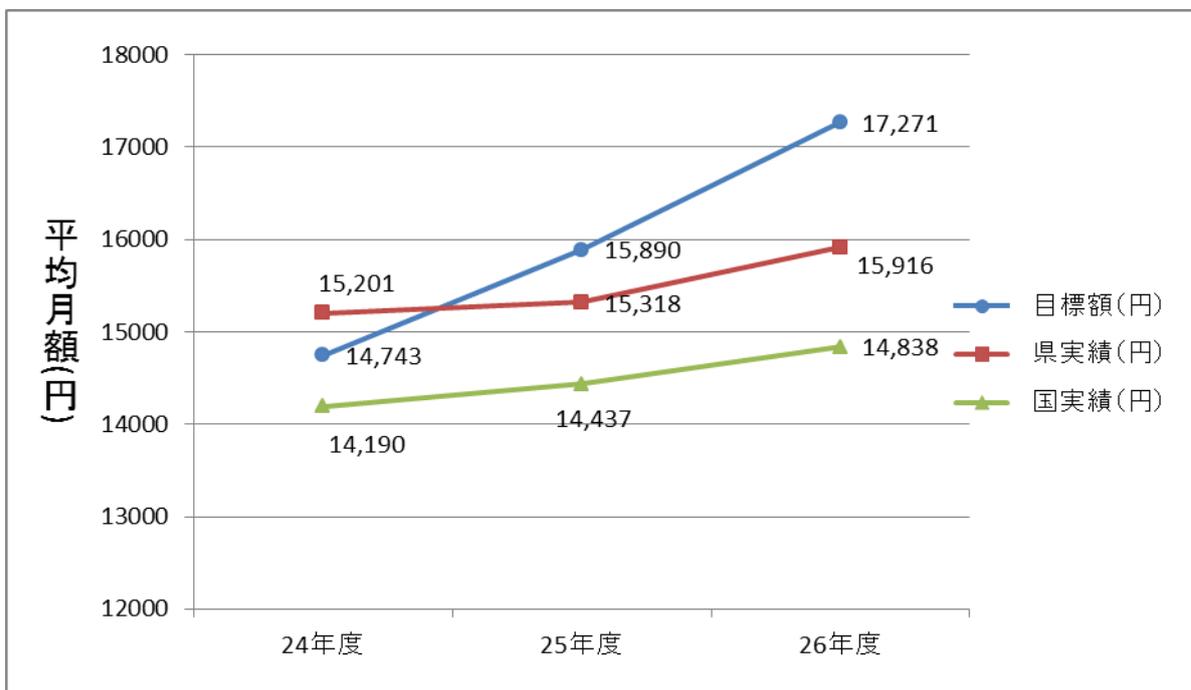
3. 工賃の状況

(1) 平成26年度の状況

- 平成26年度における本計画の対象事業所の平均工賃月額額は15,916円であり、前年度（平成25年度）の平均工賃月額15,318円と比較して+598円で対前年比3.9%の増となっています。

(2) 平成24年度から平成26年度の工賃の推移

- 工賃向上計画（第1期）対象期間における平均工賃月額と目標工賃月額及び全国平均月額推移は以下のとおりでした。



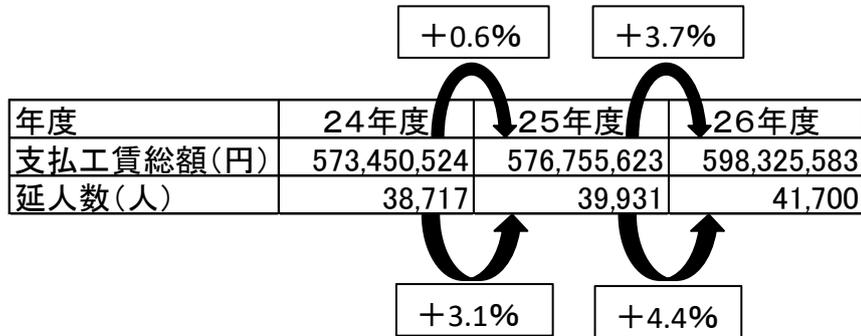
- 本県の工賃月額は常に全国平均を上回っておりますが、平成26年度においては、工賃向上計画（第1期）で設定した目標工賃月額には達しませんでした。
- また、工賃向上計画（第1期）策定時に目標工賃を設定した217事業所のうち、実績報告が提出されている212事業所の工賃実績（月額）の推移は以下のとおりでした。

年度	24年度	25年度	26年度
工賃実績（月額）	15,313円	15,489円	15,984円

- 県全体の工賃実績は上回っているものの、工賃向上計画（第1期）で設定した目標工賃月額には達しませんでした。

- 計画策定時の212事業所のうち、工賃月額2,528円（平成24年度から平成26年度にかけての県における目標工賃の増加額）の向上ができなかった事業所の特徴としては、利用者の人数が増加しているにもかかわらず、それに見合う作業が確保できず1人当たりの工賃が伸び悩んだことが挙げられます。

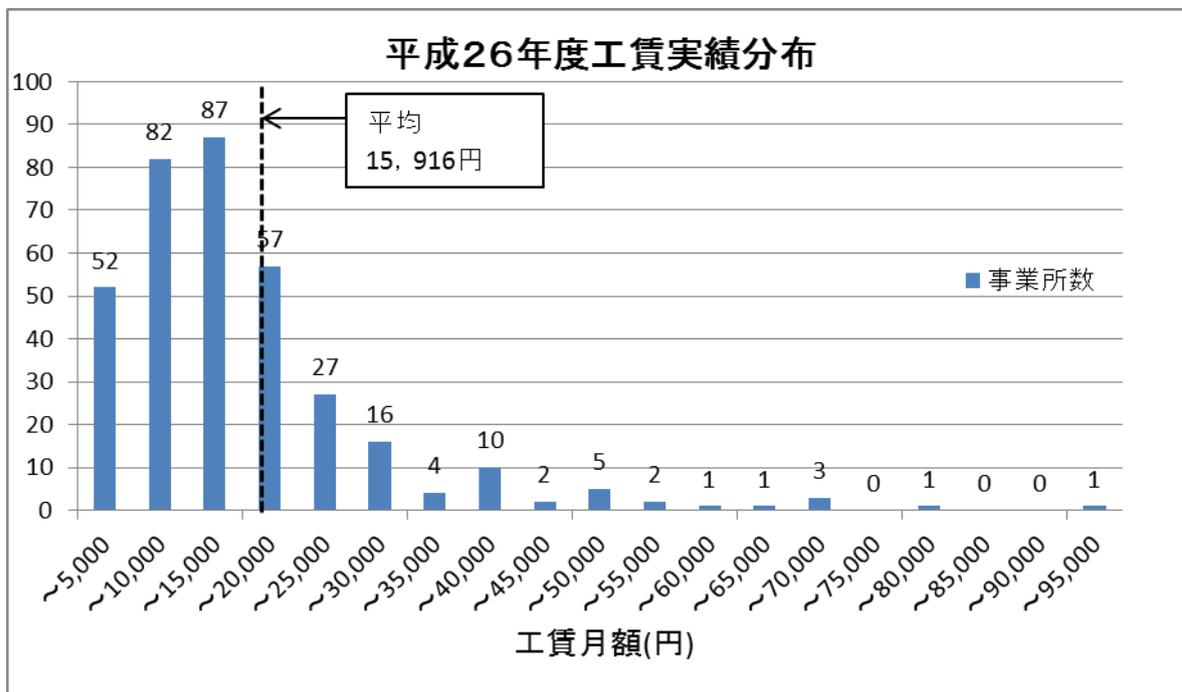
【参考】工賃2,528円の向上ができなかった事業所の推移



- また、期間中に支払工賃総額の伸びが鈍かった要因として、請負作業を行っている事業所の中で、一つの取引先に大きく依存しているため取引先の影響で売上が大きく減少してしまい、工賃が減少してしまったという事例が挙げられます。
- さらに、計画対象期間中に開設された事業所が多くあり、これらの事業所における工賃実績額と、計画策定時に既に存在する事業所が設定した目標工賃額とは開きがあることも県全体の平均工賃を引き下げた要因の一つと考えられます。（平成24年度中に開設：69事業所、平成25年度中に開設：46事業所、平成26年度中に開設：36事業所）
 ※「(4) 開設時期による工賃の状況」を参照

(3) 平成26年度の工賃実績分布

- 平成26年度の平均工賃実績額の分布は以下のとおりでした。



- 工賃実績額が高い事業所においては、データ入力やHP作成、生ごみ収集や堆肥製造、ペットボトルや空きビンの選別及びリサイクル、印刷物やクリーニング等、他事業所とは差別化された独自の業務を実施しており、また、市町村等からの業務委託を受けている事業所が高い工賃実績額を示しています。

(4) 開設時期による工賃の状況

- 平成24年度から平成26年度の各年度中に開設した事業所の実績及び既存事業所の実績の比較は以下のとおりでした。

年度	新規		既存	
	事業所数(カ所)	平均工賃額(円)	事業所数(カ所)	平均工賃額(円)
24年度	69	14,149	214	15,277
25年度	46	13,931	286	15,882
26年度	35	11,915	316	16,079

- 各年度中に新規開設した事業所の平均工賃は概ね12,000円から14,000円程度に対し、既存事業所の平均工賃は毎年確実に向上しており、開設初年度の工賃が低いことが全体の平均工賃を引き下げる要因の一つになっていると考えられます。

第3章 目標工賃

(1) 目標工賃の設定

- 本計画では、各年度における目標工賃額を以下のとおりとします。

単位	H27	H28	H29
月額	16,155 円	16,921 円	17,738 円
時間額	210 円	222 円	236 円

(2) 目標工賃の考え方

- 月額工賃については、平成27年4月1日現在の361事業所のうち、月額工賃を設定した315事業所の各年度における支払工賃総額および延人数から算定しました。

内容	H26	H27	H28	H29
目標工賃設定 事業所数	217 事業所	315 事業所	315 事業所	315 事業所
支払工賃総額	956,330,078 円	1,278,280,103 円	1,351,341,750 円	1,433,222,138 円
延人数	55,373 人	79,126 人	79,863 人	80,801 人
目標工賃	17,271 円	16,155 円	16,921 円	17,738 円
対前年	—	93.5%	104.7%	104.8%

【参考】目標工賃区分別事業所数

目標工賃区分	事業所数					
	H27		H28		H29	
		割合		割合		割合
～ 5,000 円	28	8.9%	25	7.9%	23	7.3%
5,000 円 ～ 10,000 円	75	23.8%	72	22.9%	68	21.5%
10,000 円 ～ 15,000 円	71	22.5%	65	20.6%	61	19.4%
15,000 円 ～ 20,000 円	61	19.4%	63	20.0%	61	19.4%
20,000 円 ～ 25,000 円	32	10.2%	37	11.8%	42	13.3%
25,000 円 ～ 30,000 円	17	5.4%	21	6.7%	17	5.4%
30,000 円 ～ 35,000 円	9	2.8%	8	2.5%	18	5.7%
35,000 円 ～ 40,000 円	5	1.6%	6	1.9%	3	1.0%
40,000 円 ～ 円	17	5.4%	18	5.7%	22	7.0%
合計	315	100.0%	315	100.0%	315	100.0%

- 時間額工賃については、目標時間額工賃を設定した124事業所の各年度における時間額の平均から算定しました。

内容	H26	H27	H28	H29
目標工賃の総額	17,414 円	26,043 円	27,499 円	29,209 円
目標工賃設定事業所数	80 事業所	124 事業所	124 事業所	124 事業所
目標工賃	218 円	210 円	222 円	236 円
対前年	—	96.3%	105.7%	106.3%

【参考】 目標工賃区分別事業所数

目標工賃区分	事業所数					
	H27		H28		H29	
		割合		割合		割合
～ 49 円	3	2.4%	2	1.6%	2	1.6%
50 円 ～ 99 円	15	12.1%	13	10.5%	10	8.1%
100 円 ～ 149 円	21	16.9%	18	14.5%	17	13.7%
150 円 ～ 199 円	21	16.9%	18	14.5%	16	12.9%
200 円 ～ 249 円	21	16.9%	24	19.4%	26	21.0%
250 円 ～ 299 円	17	13.7%	20	16.1%	15	12.1%
300 円 ～ 349 円	14	11.3%	16	12.9%	18	14.5%
350 円 ～ 399 円	4	3.3%	5	4.0%	11	8.9%
400 円 ～	8	6.5%	8	6.5%	9	7.2%
合 計	124	100.0%	124	100.0%	124	100.0%

第4章 課題

各事業所が作成した工賃向上計画（事業所版）から、工賃水準を向上させるための課題として、主に以下のような課題が挙げられます。

1. 事業所内における課題

- 利用者が地域で自立した生活を送ることは、障害者総合支援法をはじめとした社会的要請であり、その要請に対応するためには、工賃水準の引き上げは不可欠な要素であります。
しかし、事業所は、福祉的就労だけでなく日常生活支援の場としての役割も果たしてきたため、各事業所の目指す方向性もあり、全ての事業所が工賃水準の引き上げに対する取組みを積極的に行なってきたわけではありませんでした。
また、障害支援区分の重い利用者もいることから、事業所によっては、生活支援の部分を重視し、工賃水準の向上のための新たな作業の追加や作業時間の延長を望まないところもあります。
- 事業所の生産活動を拡大させるためには、事業所の資源（職員や生産設備等）に対し投資を行ない、職員の能力開発や生産設備の増設・更新により、生産性を向上させることも必要となります。
しかし、利用者に対し作業を指示・指導する職員の専門的な技術・知識や設備投資の資金が不足しております。
また、利用者とともに作業を行なうことができる職員数が不足しており、生産活動を拡大することで、逆に職員の負担が増加してしまい、長期にわたり職員以外のボランティアに頼らざるを得ない事業所があります。
- 継続的に一定量の生産（作業）量を維持または拡大していくためには、利用者の安定的な作業活動経験と時間を確保する必要があります。
しかし、利用者によって作業日数や作業時間に変動があるため安定した生産（作業）量を確保できない事業者や、作業内容によって従事できる利用者が限られているため生産（作業）量に制限を設けざるを得ない事業所もあります。
また、比較的多くの生産（作業）量に対応できる利用者が一般就労をし、次世代の利用者の育成がしきれず、事業所の生産性が大きく低下することがあります。
- 事業所が長期的に発展していくためには、生産活動を含めた事業所の活動について、地域に広く認知してもらうことも重要となります。また、生産品の販売においては、消費者のニーズ等の情報を的確に獲得することも重要となってきます。
しかし、事業所によっては情報の発信およびニーズの把握に関するノウハウが不足しています。

2. 作業内容と製品に関する課題

- 工賃向上には、高い単価の業務を安定的に受注することが望まれます。
しかし、受託業務の多くは単価が低く、また、受注先の経営状況や景気動向の影響を受け受注量が安定しないことがあり、特に自動車関連会社の下請け、孫請けである事業所においては顕著に見られます。
また、受注先が固定化し、柔軟な対応ができない事業所があります。
- 自主製品の生産活動においては、各事業所において消費者ニーズや地域性、または収益性等を的確に把握し、総合的な判断のもと魅力ある製品の開発が望まれます。
しかし、マーケティングに基づく新製品の企画開発や生産・管理技術等の専門性の高い職業能力の不足や利用者に対し技術的指導ができる人材が不足しています。
また、自主製品の生産活動において、野菜や乳製品の加工食品は、材料原価の高騰や消費者の嗜好の変化、消費税増税による買い控えなどの影響を受けやすい状況もあります。
- 受託業務および自主製品の生産活動においては、利用者の障害特性に十分に配慮した作業内容を選定することも重要となります。
しかし、作業内容の選定よりも、仕事（作業量）の確保が優先されてしまい、利用者だけでは対応できず事業所の職員が作業の大半を担っている場合もあります。

3. 販売に関する課題

- 企業における「企業の社会的責任（CSR）」の取組みが進み、事業所との取引を行っている企業もあることから、このような企業活動と連携できる事業展開が重要となります。
しかし、各事業所においては、企業と接点を持つ機会が不足しており、新たな受注機会が確保できていない可能性があります。
- 販路の拡大には、企業の他にも、一般県民や一般の小売店や製造業においても、製品を認知される必要があります。
しかし、専用の販売スペースを確保できる事業所が少ないことや、複数の事業所が共同して実施する即売会等の開催数が少ないことにより、一般県民が購入できる機会や小売店等からの作業発注の機会が限定されています。
- 受注先の拡大や販路の拡大には、企業や地域の小売店等への積極的な営業活動が必要となります。
しかし、専任の営業担当職員を配置できている事業所は少ないのが現状です。

第5章 方策

工賃水準の引き上げには、各主体が一体となって継続的に、また長期的な視点で、第4章のような多様な課題に地道に取り組んでいく必要があります。

1. 県の取組み

- 県内の事業所における工賃水準を引き上げるため、基本の方針となる「愛知県工賃向上計画（第2期）」に基づく取組みを効果的に実施するため、国の補助事業等を活用し、市町村や企業等との連携の下に工賃向上支援事業を実施していきます。
- 今後、新規に開設される事業所を含め、各事業所に対して、工賃向上計画（事業所版）の作成をはじめとした工賃向上に向けた取組みが、主体的に実施されるよう支援をしていきます。
- 一事業所だけでは困難な地域や企業とのネットワークや事業所間のネットワークの構築を支援していくとともに、市町村に対し事業所の取組みに対する支援について協力依頼を行っていきます。
- 工賃水準の引き上げには、官公需の拡大も効果的であることから、官公需調査等による現状把握に努めるとともに、障害者優先調達推進法における「障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る」という趣旨を踏まえ、官公需における受注機会の拡大を推進していきます。
- 優先調達に関する取組については、庁内の各部局との連携を図り、地方機関を含めた全庁的な優先的な発注に取組み、また、市町村等における優先調達の取組を推進するとともに、企業等に対しても理解を求めるなど、取組の輪を広げていきます。
- 工賃向上計画についてのPDCAサイクルにより成果を検証し、必要に応じて見直しを行っていくことで、県内事業所の工賃向上の取組みを継続的に支援していきます。

2. 事業所の取組み

- 各事業所で策定した工賃向上計画（事業所版）を指針として、施設長・事業所職員と利用者・保護者が共通認識を持ち、関係者が一体となって、主体的に工賃水準の引き上げに取り組んでいきます。
- 商品の企画・開発、販路の拡大をはじめとした市場開拓、生産効率の向上など企業的経営手法を活用するとともに、職員が職業能力の向上に努め、意欲を持って業務に取り組むことができる職場環境を整備していきます。

- 安定的、継続的な受注を獲得するためには、安定性・正確性のある仕事の提供が不可欠であることから、利用者の健康に十分配慮し、安心して通所できるようなサービスの提供に努めます。
- 事業所内にとどまらず、地域社会の構成員として地元の自治体、地域の企業・経済団体（商工会、商店街、農協等）等との連携を強化することにより、新たな協力関係の構築、新規顧客の獲得を目指し、地域のネットワークを形成していきます。
- 個々の事業所の強みを活かせるよう、同一地域の事業所同士、別地域にある同業種の事業所同士の共同の取組を進めるとともに、他業種との連携も図っていきます。
- 工賃向上計画（事業所版）について、生産活動の現状把握と分析、目標工賃の設定、具体的な取組みの実行、その点検・評価および改善を実施するPDCAサイクルを実践し、継続的かつ長期的な事業の見直しをしていきます。

3. 愛知県セルフセンターの取組み

- 組織体制を再編・整備することで、関連機関との連携強化を図り、各種事業所向けの情報の提供や民間企業との情報交換会の実施により、受注拡大に努めていきます。
- 職員の職業能力向上を図るため、基礎的な経理についての研修や販売価格決定のための研修を実施することにより、新規作業の開拓に向けた営業能力の向上や生産性の向上のための事業所支援を行っていきます。
- 過去に実施した即売会のノウハウを生かし、より多くの地区で即売会を実施することで、一般県民への授産製品のPRを推進するとともに、製品斡旋紹介事業や委託販売事業の強化を図り、販路拡大に努めていきます。
- 障害者優先調達推進法を効果的に活用し、社会に内在する多種多様な需要に効率的に応えるため、受注や分配、生産管理や品質管理などを行なう「共同受注窓口」としての継続的な体制づくりに努めます。
- 愛知県セルフセンターに新たに就労継続支援B型事業所を開設し、従来からセルフセンターが実施してきた県内の事業所が作る製品の展示と販売、あっせん等を事業所業務として行い、愛知県セルフセンターの経営安定化を図ります。

4. 平成29年度までの主な取組み

○ 工賃水準改善事業

事業所における工賃水準の引き上げにあたり、事業所が抱える課題に対して、専門的技術・知識を持ったアドバイザーを派遣し、直接指導・助言を行うことで、課題解決のために必要な技術向上を図ります。

○ 施設職員研修

事業所職員を対象に、工賃水準改善事業を実施した事業所の成果等を発表し、多くの事業所がその効果を共有化することで、工賃水準改善事業の波及的な効果を得るとともに、事業所職員の意識改善を促すため、研修を実施します。

第6章 市町村の取組事例

工賃水準の引き上げには、より多くの関係機関が意識的かつ継続的に、支援していくことが必要であることから、県内市町村の主な取組みを紹介します。

- 庁舎内やその他行政施設（市町村立病院、図書館、保育園等）内、市が主催または共催するイベントでアンテナショップや販売スペースを設けて、授産製品（弁当、クッキー、パン、花卉等）販売を支援している。
また、来庁者向けに、授産製品や就労継続支援事業所等が提供するサービスを紹介するスペースを設けている。
- 市内の就労継続支援事業所等において生産される製品、または、事業所が取り扱う製品や提供するサービスをまとめて紹介する情報チラシを発刊し、窓口で配布および市のホームページに掲載している。
- 庁内において、官公需における就労継続支援事業所等の製品の販売促進を図るため、各部局に対し周知文書を発出し、幹部会議の場で実績報告や協力依頼を行っている。
なお、発注実績としては、記念品や封筒・名刺印刷、除草作業等の発注が多い。
- 庁内各部局に、給食のお菓子の発注、認知症グッズの発注や草刈り業務、量水器分解業務等の委託契約の締結を依頼することで、事業所の長期的・継続的な仕事の獲得を促す。
- 企業向け交流事業における授産製品の出展、また商工会議所を通じた企業への仕事の発注依頼をすることで、企業と就労継続支援事業所等のネットワークの構築を図る。
- 自立支援協議会を活用し、関係機関への協力依頼や工賃向上に向けたネットワークの構築や技術指導、各種情報を提供または共有化することで事業所の支援をしている。
また、市内の事業を対象に定期的な情報交換会を実施し、課題の共有や好事例スキームの共有等を進めることで、事業所職員の人材育成を図っている。
- 市の広報誌に障害者優先調達推進法の取組みや授産製品販売会の開催情報を掲載している。
- ふるさと納税に係る特典に市町村の特産物として就労継続支援事業所等による授産製品を選定することにより、管内事業所の授産製品を通じて市町村及び事業所の魅力を県内外に発信している。